の場合における市町村道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長、面積のうち、環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとする。

(二)　第三十八条の二に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額のうち一般国道等（地方税法第百四十三条第二項に規定する一般国道等をいう。以下この号において同じ。）に係る額を一般国道等の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道等の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額。この場合における一般国道等の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長、面積のうち、環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとする。

［八～九の四　略］

九の五　森林環境譲与税の基準税額は、第四十条の五に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を市町村譲与基準面積に係る額、市町村譲与基準従業者数に係る額及び市町村譲与基準人口に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の公有及び私有の林野面積、譲与基準従業者数及び譲与基準人口によつてそれぞれ按分した額の合算額とする。この場合における合併関係市町村の譲与基準従業者数及び譲与基準人口は、第四十九条第三項第三号表「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅲに用いる密度の項の規定を準用する。

［十　略］

［2　略］

［八～九の四　同上］

［新設］

［十　同上］

［2　同上］